

新座市 地域生活支援拠点等事業 事業者説明会

新座市 総合福祉部 障がい者福祉課



新座市の地域生活支援拠点等事業が、令和6年4月頃から開始する予定です！

目次

- ▶ 1 拠点等事業に係る国の動向と新座市の状況について
- ▶ 2 新座市における地域生活支援拠点等事業の各機能について
- ▶ 3 事業所登録の手続等について

1 拠点等事業に係る国の動向と新座市の状況について

- ▶ (1) 拠点等事業の概要（国の動向）
- ▶ (2) 新座市の障がい者数等
- ▶ (3) 協議会の動きと意見書

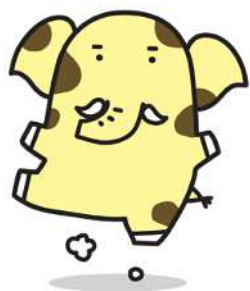
(1) 拠点等事業の概要（国の動向）

▶ 障がい者の支援で悩んだり、

困っていることはありませんか？例えば・・・



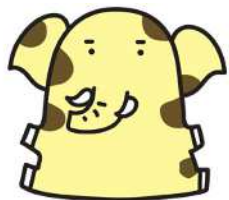
- 親に万が一のことがあったら、障がいのあるこの子はどうなるの？
- 将来が心配な世帯がある。どこに相談すればいいの？
- 支援が難しい世帯がある。私の事業所だけで抱えるのはもう無理！
- いつまでも入所施設に入っている。死ぬまで施設にいるの？



そのお悩み、実は10年以上前から国で議論が始まりました！

(1) 拠点等事業の概要（国の動向）

- ▶ 障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正（平成24年）
 - 「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと（附帯決議）



「障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えた支援」が重要ということ！

(1) 拠点等事業の概要（国の動向）

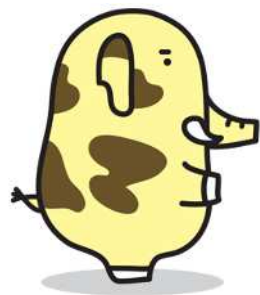
- ▶ 障害者の地域生活の推進に関する検討会（平成25年）・社会保障審議会障害者部会（平成26年）
 - 検討会で地域における居住支援に求められる機能を整理し、部会での検討を経て、第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の基本指針に「地域生活支援拠点等」の整備についての指針が示された。



地域生活支援拠点等事業を自治体が検討していくことになりました！

(1) 拠点等事業の概要（国の動向）

- ▶ 障害者総合支援法改正（令和6年4月1日施行分）
 - 障害者が安心して地域生活を送れるよう、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする（法第77条第3項及び第4項）。



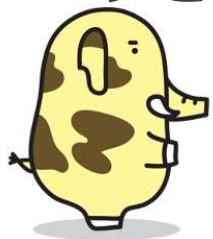
地域生活支援拠点とは、具体的にはなに？

(1) 拠点等事業の概要（国の動向）



▶ 地域生活支援拠点等事業とは

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。
- 新座市には、居住支援のための機能を一手に引き受けられる事業所はないため、様々な事業所等でネットワークを作って支援に当たる「面的整備型」を目指します。



障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」はキーワード！これを見据えた居住支援のための機能ってなに？

(1) 拠点等事業の概要（国の動向）

▶ 居住支援のための5つの機能

1. 【相談】・・・緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録します。緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。
2. 【緊急時の受入れ、対応】・・・緊急受入体制等を確保します。緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。
3. 【体験の機会、場】・・・施設等から地域への移行や親元からの自立のための障がい福祉サービスの体験の機会や場所を提供します。



この3つの機能は、障がい者が安心して暮らすために特に重要そう！

(1) 拠点等事業の概要（国の動向）

▶ 居住支援のための5つの機能

- 4. 【専門的人材の確保、養成】・・・専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。
- 5. 【地域の体制づくり】・・・地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。



医療的ケア、強度行動障がいや障がいの重度化については4の機能で、事業所の悩み相談やネットワークでの支援は5の機能で対応できそう！

(2) 新座市の障がい者数等

新座市の人口の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績値	165,552	165,372	165,987	166,247	165,741	165,611

身体障がい者手帳所持者数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績値	4,171	4,277	4,284	4,161	4,243	4,132

療育手帳所持者数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績値	935	999	1,026	1,049	1,106	1,153

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績値	1,364	1,604	1,767	1,838	1,970	2,134

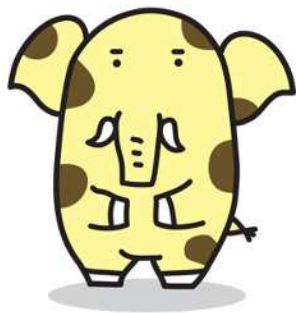


新座市の人口はおおむね横ばい。障がい者数は増加傾向にあるようです。



(2) 新座市の障がい者数等

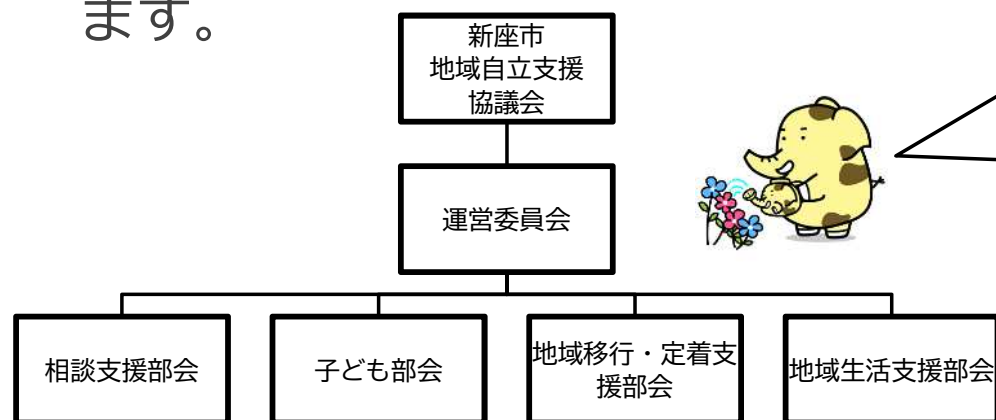
- ▶ 障がい者が増えているということは・・・
 - 8050（老障介護）が増えている。
 - ひきこもりの障がい者が増えている。
 - 重度障がい者が増えている。
 - 障がい者が高齢化している。
 - 障がい者自身も支援者も、どこに相談してよいか分からない。



確かに、こんなふうにしたことが、何度もあります！新座市では、これまでどう取り組んできたのかな？

(3) 協議会の動きと意見書

- ▶ 協議会（新座市地域自立支援協議会）とは
 - ❑ 障がい者等への支援体制整備のために、障がい福祉サービス提供事業所や当事者、医療、福祉関係者等で構成される会議です。
 - ❑ 新座市の協議会には、4つの専門部会が設置されています。



みんなで障がい者が安心して住める地域づくりを検討、協議しています。
相談支援部会は、障がい者支援の核となる市内の相談支援専門員で構成されています。

(3) 協議会の動きと意見書

▶ 相談支援部会では

- かねてから、相談支援部会では、主な介護者が不在になると生活が立ち行かなくなる障がい者が数多く存在していることを、地域課題と捉えてきました。
- また、緊急対応についての事例検討等を通じ、この地域課題を解決するには、地域生活支援拠点等事業が必要だという結論になり、協議会でその旨を提言しました。
- その結果、令和4年度に、地域生活支援拠点等の整備を当面の目的とする専門部会「地域生活支援部会」が協議会に設置されました。



地域としても、課題を感じていたことが分かります。地域生活支援部会はどのような活動をしてきたのかな？

(3) 協議会の動きと意見書

▶ 地域生活支援部会では

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」の生活支援に関する現状を確認し、共通認識を持ちました。
- 地域生活支援拠点等事業の機能を担う可能性のある社会資源（共同生活援助、短期入所、生活サポート、法定外の福祉的な住まい等）を見学し、市内や近隣の実情を確認しました。
- 個別事例の検討を行い、緊急時や、緊急時を見据えた支援について協議するなかで、地域生活支援拠点等事業の機能を担う社会資源の現状と課題を認識しました。



まずは、地域を知り、共通のイメージや認識を共有することから始めました！

(3) 協議会の動きと意見書

▶ 地域生活支援部会では

- 求められる地域生活支援拠点等事業はどのようなものか、部会の意見が「新座市における地域生活支援拠点等事業に関する意見書」として取りまとめられ、令和5年8月、協議会から市障がい者福祉課に提出されました。



新座市の地域生活支援拠点等事業がどうあるべきか、地域から市に意見が提出されたということ！

(3) 協議会の動きと意見書

▶ 意見書には

- 新座市の地域生活支援拠点等事業が、形式的なものではなく、障がい者やその家族等が地域で安心して暮らすための実効性のある仕組みとなることが求められています。
- また、緊急にならない地域づくりが障がい者やその家族の安心につながることを、関係機関や関係者全てが認識することが重要だと指摘しています。



緊急にならない地域づくりは、新座市のキーワード！そのための実効性のある仕組みが求められている！

(3) 協議会の動きと意見書

▶ 意見書提出後には

- 地域生活支援部会は、意見書を出して終わりではありません。その後も、地域生活支援拠点等事業についての理解を深め、その在り方を引き続き検討しています。
- 市としても、意見書を踏まえ、これまで地域生活支援拠点等事業を実施するための方策を検討してきました。
- では、続いて「新座市における地域生活支援拠点等事業」について、説明していきます。



続きましては、地域生活支援拠点等事業の各機能と皆様の役割やメリット、お手續等について説明していきます。ここからが本編！

2 新座市における地域生活支援拠点等 事業について

2 新座市における地域生活支援拠点等事業について

- ▶ (1) はじめに
- ▶ (2) 地域生活支援拠点等事業の各機能について
- ▶ (3) まとめ

(1) はじめに

▶ 拠点等事業とは？

⇒ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの

拠点等の整備方法は主に以下の2種類

新座市はこちら



(1) はじめに

▶ 新座市の拠点等事業を端的に表すと？

⇒ 老障介護等の対応が難しいケースを1つの事業所ではなく地域で支える仕組みづくり、仲間づくり

(1) はじめに

▶ 新座市の拠点等事業が目指すものは？

⇒ 緊急事態が起きてもそのときに困らない体制
を目指します。

特に、緊急事態に備え、予め準備をすること
に力を入れます。

(1) はじめに

▶ 拠点等事業が始まると具体的に何が変わる？

⇒ 相談支援を中心としたこれまでの障がい福祉の支援が大きく変わるというものではありません。しかし、拠点等事業が始まることで、これまでなかった事業者間の連携や、緊急時の対応に不安がある世帯（老障介護等）への支援を行うきっかけが生まれます。

(1) はじめに

▶ 拠点等事業に協力する場合はどんな手続きが必要？

⇒ 拠点等事業は、事業に協力してくださる事業所が、「相談」、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能から担う機能を選んで、市に登録をしていただきます。

なお、「地域の体制づくり」は基本的に必須です。

各機能を担うことが想定される事業所

機能	事業所
相談	基幹相談支援センター 特定相談支援事業所 地域定着支援事業所 自立生活援助事業所
緊急時の受入れ・対応	短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系サービス事業所 生活サポート事業所（宿泊・訪問）
体験の機会・場	共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所 生活サポート事業所（宿泊・訪問） 移動支援事業所 訪問系サービス事業所

(1) はじめに

▶ 拠点等事業は登録した事業所だけが行うの？

⇒ 拠点等事業は登録した事業所だけが行うわけではありません。機能によっては、登録の有無にかかわらず、機能の一部を担っていただくものもあります。

ただし、基本的には通常の業務の範囲内のお話です。

(1) はじめに

▶ では、なぜ事業所の登録をするの？

⇒ 登録をすることで以下のようなメリットがあります。

- ①拠点等として登録をすることが要件の加算がある。
- ②地域生活支援部会に参加し、他の事業所等と連携を深めることができ、支援の幅が広がる。
- ③市ＨＰに拠点等登録事業所として掲載される。

(1) はじめに

▶ 「拠点等事業登録事業所」として登録をしたら、
何をするの？

⇒ ① 担う機能ごとの役割について、できる範囲
で御協力ください。

「「緊急」の機能に登録したから、必ず自分たちだけで対応しなければいけない。」というものではありません。

(1) はじめに

▶ 「拠点等事業登録事業所」として登録をしたら、
何をするの？

⇒ ② 地域生活支援部会に御参加ください。
様々な機関が集まる場で、個別ケースの相談や
情報の共有、地域課題への取組等が行えます。
地域を支える仲間として連携が深まります。



(2) 地域生活支援拠点等事業の 各機能について

① 相談機能

ア 相談機能とは

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

※ 緊急時の支援が見込めないとは

- ・ 高齢又は病気を有している家族が重度の障がい児者の介護を行っている。
- ・ 一人の介護者が重度障がい児者の介護を行っている。 等

① 相談機能

イ 内容

- ・ 市は、障がい児者やその家族からの申請に基づき、緊急時に支援の見込めない障がい児者を、市が保有する「緊急時要支援者リスト」に登録し、管理します。
- ・ 登録をした障がい児者について、特定相談支援事業所等が「あんしんシート」を作成し、緊急時の相談先の明確化及び緊急対応をスムーズに行うための情報の整理を行います。
- ・ 特定相談支援事業所等は、作成したあんしんシートを本人、市、関係機関に提供します。

※ 手続の流れ

緊急時の支援が見込めない障がい児者



申請

市が緊急時要支援者リストに登録



作成依頼

特定相談支援事業所等があんしんシートを作成

※ 本人、市、関係機関に提供

※ あんしんシートについて

- 1 枚目・・・基本情報シート
- 2 枚目・・・緊急連絡先・関係機関リスト
- 3 枚目・・・特記事項（障がい特性等）

期待される効果

- ・ 家族の入院等で緊急対応が必要な際に、本人の必要な情報を把握することができる。
- ・ 緊急時の受入れが想定される事業所に事前に提供し、スムーズな受入れが可能になる。
- ・ シートの作成過程で、本人を取り巻く環境、緊急時への備え等を把握することができる。
- ・ 本人及び家族が緊急時にどこに連絡すればよいかが明確になる。

① 相談機能

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
特定相談支援事業所	・ サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）は、緊急時にどういった対応ができるかという視点を持って作成します。 ・ 担当している障がい児者が「緊急時要支援者リスト」へ登録を行った場合、あんしんシートを作成します。（1年に1回サービスの更新時に内容を確認します。）。 ・ 緊急時にスムーズに対応ができるよう日頃から短期入所等の体験利用を促します。
一般相談支援事業所 （地域定着支援） 自立生活援助事業所	・ 地域定着支援又は自立生活援助の利用者について、平時及び緊急時の相談に応じます。
基幹相談支援センター	・ 障がい福祉サービスを利用していない障がい児者が「緊急時要支援者リスト」へ登録を希望した場合、あんしんシートを作成します（適宜内容を確認します。）。その上で、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。

② 緊急時の受入れ・対応

ア 緊急時の受入れ・対応とは

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい児者の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

② 緊急時の受入れ・対応

イ 内容

- ・ 特定相談支援事業所等は、緊急時の受入先となる事業所と事前にあんしんシートを共有し、緊急時にスムーズに受入れができるように備えます。
- ・ 緊急時に備え、緊急時の受入先となる事業所を事前に体験利用します。
- ・ 医療的なケアについては、医療機関（かかりつけ医、地域包括ケア病棟、訪問看護等）との連携を日頃から行い、緊急時に対応してもらいやすくなる体制を整備しておきます。

② 緊急時の受入れ・対応

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
特定相談支援事業所	・ 緊急連絡を受けた特定相談支援事業所は、あんしんシートに基づき、必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受入先へ利用調整を行います。 ・ 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい児者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応する等適切な対応を行います。
一般相談支援事業所 （地域定着支援） 自立生活援助事業所	・ 地域定着支援又は自立生活援助の利用者から連絡があった場合に電話及び訪問により必要な支援を行います。
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 日中活動系サービス事業所 生活サポート事業所（宿泊・訪問）	・ 特定相談支援事業所等から緊急の受入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力します。

※ 日中一時支援について（地域生活支援事業）

日中一時支援は、日中において一時的に施設を利用してもらい、見守り、社会適応訓練などを提供するサービスですが、通常の生活介護等のサービス提供時間後に引続き支援を行うことも可能です。

「いつもの送迎時間に家族が在宅しておらず、サービス提供時間を超えて支援をしなければならない」といったときに活用できることがありますので、指定を受けることについて御検討ください。

③ 体験の機会・場

ア 体験の機会・場とは

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

イ 内容

- ・ 地域移行や親元からの自立のためにグループホーム等の体験利用を行います。
- ・ 親元からの自立のために、日中活動系サービスや移動支援、生活サポートを活用します（自宅から出る体験）。
- ・ 親が自宅を空ける際に、自宅で居宅介護や生活サポート等の訪問系サービスを利用することで一人暮らし体験を行います（自宅での体験）。

③ 体験の機会・場

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
基幹相談支援センター	・ 病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、利用できる社会資源等を紹介します。
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 (地域移行支援)	・ 病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じて共同生活援助等の障がい福祉サービスの体験利用の調整を行います。
共同生活援助事業所 日中活動系サービス事業所	・ 体験利用の要請があった場合、できる限り協力します。
生活サポート事業所 (宿泊) 移動支援事業所	・ 親元からの自立に向け、自宅以外で過ごす経験や家族以外と出掛ける機会を提供します。
居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 生活サポート事業所 (訪問)	・ 自宅での一人暮らし体験を行う際に、必要なサービスを提供します。

④ 専門的人材の確保・養成

ア 専門的人材の確保・養成とは

医療的ケアが必要な者や行動障がいをもつ者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

イ 内容

- ・ 基幹相談支援センターによる学習会等により地域の相談支援事業者のスキルアップを図ります。
- ・ 地域自立支援協議会の各専門部会で支援の質の向上を図ります。
- ・ 市は、埼玉県等で行われる専門研修について各事業所へ周知します。

④ 専門的人材の確保・養成

ウ 各機関の役割

機能を担う機関	内容
基幹相談支援センター	・ 相談支援専門員等を対象とした学習会等を開催し、地域の相談支援事業者のスキルアップを図ります。
地域自立支援協議会	・ 各専門部会の中で事例検討等を行い、支援の質の向上を図ります。
市障がい者福祉課	・ 埼玉県等で行われる専門研修について各事業所へ周知します。

⑤ 地域の体制づくり

ア 地域の体制づくりとは

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

イ 内容

- ・ 地域自立支援協議会の地域生活支援部会に、地域生活支援拠点等登録事業所が集まる場を設け、地域生活支援拠点等事業の課題や改善策について協議を行います。

(3) まとめ

- ▶ 拠点等事業は、老障介護等の対応が難しいケースを1つの事業所ではなく地域で支える仕組みづくり、仲間づくり
- ▶ 緊急事態が起きてもそのときに対応に困らない体制の構築を目指します。
- ▶ これまでの障がい福祉の支援を生かしつつ、老障介護等に地域として取り組むきっかけになる。

(3) まとめ

- ▶ 拠点等事業は、登録した事業所だけが行うわけではなく、機能によっては、登録の有無にかかわらず、機能の一部を担っていただくものもある。
- ▶ 拠点等登録事業所は、担う機能ごとの役割について、できる範囲で協力をする。また、地域生活支援部会に参加することで個別ケースの相談や情報の共有ができる。他の事業所との連携を深めることもできる。

(3) まとめ

- ▶ 緊急時の支援が見込めない障がい児者を本人や家族からの申請に基づき、市がリスト化して管理する。
- ▶ リストに登録した障がい児者について、特定相談支援事業所等があんしんシートを作成する。
- ▶ あんしんシートの作成を通して、緊急時の連絡先や受入先について、個人ごとに調整を行い、緊急時に備える。

(3) まとめ

▶ **このような方はいませんか？**

- ・ 高齢の親と同居しているが、親が倒れてしまったら、生活が安全に送れなくなってしまう。
- ・ 医療的なケアや強度行動障がいがあり、利用できる事業所が見付からない。

(3) まとめ

▶ **このようなことでお困りではありませんか？**

- ・ 支援者は親亡き後への備えが必要と考えているが、家族があまり積極的になれず、不安な状態が続いている世帯がある。
- ・ 対応が大変な世帯があり、自分の事業所だけでは支援に限界を感じる。
- ・ 自分たちなりに一生懸命支援をしているが、他の事業所はどのように支援をしているか聞いてみたい。

(3) まとめ

このような悩みを解決するために

地域生活支援拠点等事業があります。

地域生活支援拠点等事業への御協力を

どうぞよろしくお願いいたします。

3 事業所登録の手続について

3 事業所登録の手続について

- ▶ (1) 事業所登録手続
- ▶ (2) 加算（対象事業所に合わせて）
- ▶ (3) 運営規程

(1) 事業所登録手続

(1) 事業所登録手続

拠点等事業に登録すると...

- ➡ **算定可能になる加算があります（※）**
※加算が算定できない障がい福祉サービスがあります。
- ➡ **地域の支援機関との連携が深まり、支援の幅が広がります**
- ➡ **市ＨＰで拠点等登録事業所として公表されます**

(1) 事業所登録手続



★事前に障がい者福祉課にお問合せください

事業所

拠点等事業の5つの機能のうち、どの機能を担うか決める

①登録申請書を提出
※運営規程変更（案）
を添付（必要な場合のみ）

②登録決定通知書を交付

※③運営規程の変更届を提出

新座市

埼玉県

(1) 事業所登録手続



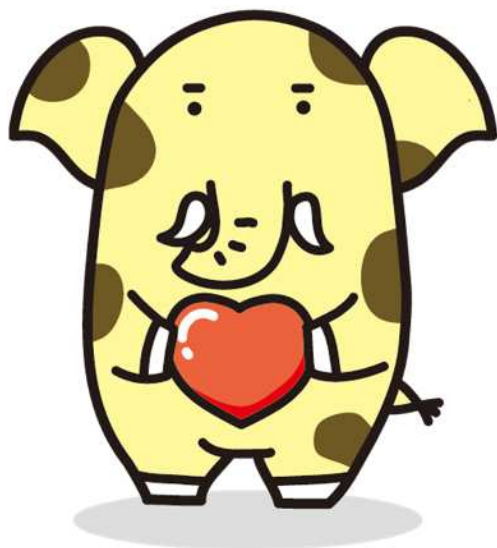
**登録したら必ず支援を実施しなければならない
というものではありません。**

例) 「緊急時の受入れ・対応」の登録をした場合...

緊急時に必ず誰でも受け入れなければならない、という
ものではありません。受入れ先の候補として情報提供を
行った上で、受入れが可能かどうか相談します。

(1) 事業所登録手続

現状できることを対応いただき、課題解決に向けて地域で継続して協議・検討を重ね、実効性のある支援体制となることを目指していきます。



ご協力お願いします

(2) 加算（対象事業所に合わせて）

(2) 加算

- ▶ 加算の詳細や算定要件等は、国の告示や留意事項等を確認してください
- ▶ 報酬改定によって今後加算の内容が見直されることが見込まれます



(2) 加算

▶ 「相談機能」に関連する加算

【対象：計画相談支援、障がい児相談支援】

＜地域生活支援拠点等相談強化加算＞ 700単位／回

地域生活支援拠点等として登録されている特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定できる。

※短期入所事業所への受入実績（回数）に応じて、月4回を限度

(2) 加算

▶ 「緊急時の受入れ・対応」に関連する加算

【対象：短期入所】

＜緊急時のための受入機能の強化＞ 100単位／日

地域生活支援拠点等として登録されている短期入所事業所が利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず、利用者全員についてサービスの利用の開始日に算定する。

(2) 加算

▶ 「緊急時の受入れ・対応」に関連する加算

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障がい児者等包括支援】

＜緊急時対応加算＞ 100単位／回
+ 50単位／回（拠点等の場合）

計画に位置付けられていないサービスを利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定できる。

※利用者1人につき1月に2回を限度

(2) 加算

▶ 「緊急時の受入れ・対応」に関連する加算

【対象：自立生活援助】

＜緊急時支援加算（Ⅰ）＞ 711単位／回
+ 50単位／回（拠点等の場合）

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時まで）に支援を行った場合に算定する。

(2) 加算

▶ 「緊急時の受入れ・対応」に関連する加算

【対象：地域定着支援】

＜緊急時支援費（Ⅰ）＞ 712単位／回
+ 50単位／回（拠点等の場合）

緊急時において、利用者又はその家族からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定する。

(2) 加算

▶ 「体験の機会・場の提供に関する加算」に関連する加算

【対象：日中活動系サービス】

＜体験利用支援加算＞

初日から5日目まで	500単位／日 + 50単位／日（拠点等の場合）
6日目から15日目まで	250単位／日 + 50単位／日（拠点等の場合）

障がい者支援施設等で日中活動系サービスを利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障がい福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、障がい者支援施設等の従事者が、必要な支援に加え、利用者の状況や支援内容を記録した場合に算定する。

※ 体験利用に送り出す事業所が算定できる加算です。

(2) 加算

▶ 「体験の機会・場の提供に関する加算」に関する加算

【対象：地域移行支援】

＜体験利用加算＞

初日から5日目まで	500単位／日
	+ 50単位／日（拠点等の場合）
6日目から15日目まで	250単位／日
	+ 50単位／日（拠点等の場合）

利用者に対して、障がい福祉サービスの利用体験を提供した場合に算定する。

(2) 加算

▶ 「体験の機会・場の提供に関する加算」に関連する加算

【対象：地域移行支援】

＜体験宿泊加算（Ⅰ）＞ 300単位／日
+ 50単位／日（拠点等の場合）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定する。体験宿泊加算（Ⅱ）と合わせて15日まで算定可能。

(2) 加算

▶ 「体験の機会・場の提供に関する加算」に関連する加算

【対象：地域移行支援】

＜体験宿泊加算（Ⅱ）＞ 700単位／日
+ 50単位／日（拠点等の場合）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定する。体験宿泊加算（Ⅰ）と合わせて15日まで算定可能。

(2) 加算

▶ 「地域の体制づくり」に関する加算

【対象：計画相談支援、障がい児相談支援】

＜地域体制強化共同支援加算＞ 2, 0 0 0 単位／回

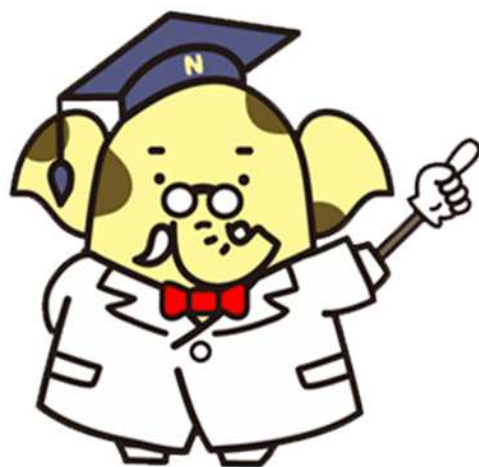
地域生活支援拠点等として登録されている特定相談支援事業所等の相談支援専門員が、支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の障がい福祉サービス等の事業者と共同で対応し、地域自立支援協議会に報告した場合に算定する。

(※) 算定する場合は事前に障がい者福祉課に御連絡ください。

(3) 運営規程

(3) 運営規程

加算を算定しようとする事業所は、事業所の登録手続とは別に運営規程の変更を行う必要があります。拠点等事業の5つの機能のうち、担う機能を運営規程に記載してください。



次以降のスライドを
参照してください

(3) 運営規程

<記載例>

第●条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

※以下 担う機能について記載

(3) 運営規程

＜担う機能 記載例＞

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

(3) 運営規程

＜担う機能 記載例＞

(2) 緊急時の受入・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者等の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 運営規程

＜担う機能 記載例＞

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(3) 運営規程

＜担う機能 記載例＞

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいをする者、高齡化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(3) 運営規程

＜担う機能 記載例＞

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(3) 運営規程

事業所の登録、運営規程の変更手続については
令和6年4月頃から受け付けさせていただく予定です

今後、市HPでも拠点等事業
に関する情報を随時
掲載していきます



ご清聴ありがとうございました 

